

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 14 日

各

〔	都道府県	〕
	市区町村	

 民生主管部（局）御中

こども家庭庁支援局家庭福祉課

令和 8 年 8 月 13 日からの大雨に伴う災害に係る
被災者に対する児童扶養手当等の取扱いについて

令和 8 年 8 月 13 日からの大雨に伴う災害に係る被災者に対する児童扶養手当及び母子父子寡婦福祉資金貸付金の対象者への対応等については、下記に御留意の上、特段の御配慮をお願いします。

記

1. 児童扶養手当について

（1） 災害等に係る特例措置

今回の災害に関して、災害その他やむを得ない理由による認定請求の取扱い（児童扶養手当法第 7 条第 2 項）及び災害により住宅・家財等の財産についてその価格のおおむね 2 分の 1 以上の損害を受けた場合の所得制限の特例措置（同法第 12 条）の適用について、十分配慮する。

なお、同法第 12 条の規定により所得制限の特例措置を講じるためには、当該事由が生じた日から 14 日以内に児童扶養手当被災状況書を提出することが必要（児童扶養手当法施行規則第 3 条の 2 第 3 項）となっているが、被災状況書が 14 日以内に提出されなくても、特別な事情がある場合等、被災者の個々の状況に応じて社会通念上許される範囲の期間内に提出されれば、同法第 12 条による所得制限の特例措置が行えるものとして取り扱う。

（2） 特例措置に係る添付書類の省略等

被災地から転入してきた者からの認定請求等の受理に当たっては、児童扶養手当法施行規則第 26 条第 4 項の規定により「非常災害に際して特に必要があると認めるときは、第一章の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる」とされているので、各自治体においてこれを踏まえて適切な処理を行う。

また、この取扱いにより添付書類の省略等が行われた場合には、後日その書類の提出を求める等、認定事務等の適切な処理を行う。

2. 母子父子寡婦福祉資金貸付金について

被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、次の趣旨をご理解の上、その利用について周知をお願いしたい。

- ① 各種資金について、貸付けを受けた者が、災害により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合には、償還金の支払いを猶予する。この場合、1年以内の償還金の支払い猶予期間を設けることができる。また、この猶予期間中は、利子が課せられない。（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条）
- ② 住宅に被害を受けた者について、被災後1年以内に貸し付けられる住宅資金、事業開始資金及び事業継続資金の据置期間を、2年を超えない範囲内において延長することができる。（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条第6項）
- ③ 子を扶養していない寡婦の所得制限限度額の適用については、災害等により生活の状態が著しく窮迫していると認められる事情にある者に対し、所得制限の適用の対象としない。（母子及び父子並びに寡婦福祉法第32条第3項ただし書き）

<担当係>

こども家庭庁支援局家庭福祉課

（1について）扶養手当係

E-mail : kateifukushi.fuyouteate@cfa.go.jp

（2について）生活支援係

E-mail : kateifukushi.seikatsushien@cfa.go.jp